

農薬問題への対応は、いかがされていますか！

本年3月10日農薬取締法改正施行にともなう、農薬使用に対する規制が厳しくなり、販売先である量販店、生協、あるいは経済連などから、生産者に対して、登録農薬以外の不使用誓約書の提出、許容農薬(登録農薬、経過措置農薬)使用履歴の記録記載など、具体的な動きになってきております。急激な変化に、戸惑いも多く見受けられますが、考えてみれば、時代の流れだけでなく、安全な食材を提供することは生産者の義務でもあるわけで本質的な取組が求められます。そんな動き、現場での対応事例などをシリーズで紹介しようと思っています。今月はその第一報ということで、流れを少しまとめてみました。

残留農薬基準とは

これは、以前から定められており、農産物を生産するために使われた農薬が残留して、それを食べた人の健康をそこなうおそれがないようにするため、食品衛生法第7条の定めるところにより、厚生大臣は、公衆衛生の見地から販売の用に供する食品の成分につき規格を定めることができることになっています。これを「食品、添加物等の規格基準」といいます。この規定の中で、残留農薬については、たとえば玄米という食品中に農薬の有効成分Aはppmを越えて残留してはならないという規格を定めています。この規格を「残留農薬基準」といいます。この規格に合わない食品の製造、加工、販売、使用はしてはならないと法律にさだめられており、示された分析法によって基準値を越えた農薬が残留する農産物が発見されれば規制を受けることとなります。

引きがねとなった海外産ホウレン草

昨年春、中国産冷凍ホウレン草に発ガン性、遺伝毒性があるとされているクロルピリポスという有機リン系殺虫剤が、基準値0.01ppmのところ9~13倍も含まれている(残留している)事が判明し問題になりました。この基準値

は、A D I 値(Acceptable Daily Intake)を元に設定されており、人がある物質を一生涯にわたり摂取しても、現在の毒性的見地からみて、なんら障害の現れない最大量=一日摂取許容量と定義されています。さらに秋にはきのこ(エリンギ)にも同様の状態が発見され、これら有害物質を含んだ食材を水際で防止しようと、独自に分析器を購入し、監視体制が強化される流れとなってきました。

農薬取締法の改正

国内で販売されている農薬は、使用できる作物と、使用基準が定められていて、その基準で使用されている場合は、安全性などに支障もなく問題のないことが立証されているわけですが、発売後であっても発ガン性などの支障物質を含んでいることがわかれば、登録が抹消されることがあります。国内では登録抹消となっても、海外では生産されていることもあり、それらを輸入し販売していたと昨年問題となった無登録農薬の販売問題でした。この反省から2003.3.10施行された改正農薬取締法では、従来罰則規定のなかった使用者(生産者)にも、3年以下の懲役、100万円以下の罰金が盛り込まれました。

使える農薬がない

こういう流れになってみると、登録農薬の数が少ない作物(例えばみづば)では、慣行的に使用していたものが使えないこととなり、生産が立ち行かない状況となってしまいました。救済策として経過措置(約2年間)として、申請のあった剤については都道府県単位で認定し使用できることとなりましたが、安全性確認(残留農薬分析など)などは使用者責任において実施が義務付けられる、府県単位の認定なので、他県認定品は使用できないなどの制約も多い。また経過措置期間を過ぎれば使用できなくなり、この間に、登録化の作業を進めなければならない背景を前提としているものです。

対策は登録農薬拡大化、無農薬化

普及所等との連携で、当面の対策は経過措置としての農薬設定で、一段落しておりますが、経過措置選定剤の登録化へ向けての取組が今後必要となってきます。年間出荷量3万トン以下の作物はマイナー作物と分類され、農薬メーカーも採算の面から積極的な取組ができにくい側面があります。農水省では、作物をグループ化し、そのグループ内では、農薬を共通使用できるようにとの方向ではありますが、必要としている生産者側から積極的に行動(費用負担、行政との協同取組)していくことが、大事となってきます。登録農薬化のためには、予備試験、本試験のステップが踏まれ、試験にあたっては、2府県の試験機関が担当しなければならないなどの制約の他、一剤について300万程度の費用負担問題もあります。前述のみづばの場合、生産者団体として旗揚げした「全国水耕みづば生産者振興会」が、費用負担を含めて農薬登録拡大へ向けて取組を開始されています。農薬は、農作物への病害虫による損傷を防止し、安定した収穫を得る、あるいは従事者の労働を軽減するなどから、なくてはならない物と言えます。しかし、従来どちらかという、よく効くかどうかの生産側の論理だけで選定していたものが、消費者にも安全であるとの観点からも考える、あるいは剤を自らが確保していかなければならない時代に突入してきたと言うことでしょう。

もう一方の取組としては無農薬化・省農薬へ向けての作型開発でしょう。すでに薬剤による種子殺菌は、農家では禁止され、乾熱、温湯、酸性水使用など新しい処理方法の検討が始まっていますし、粘着テープ、防虫ネット張り、育苗箱の温湯処理、「できーくん」による適正養液維持管理などなど、省農薬対策手法も取り組まれています。次号以降、それら最新事例を紹介してまいりたいと考えています。ご期待ください。(編集子)

予告(第2報)全国M式水耕技術研究大会7月15日(火)~16日(水)名古屋(名鉄グランドホテル)で開催!

大会プログラム決定しました。メイン講演は、「農薬問題と農家の取るべき対応」のテーマで(社)緑の安全推進協会専務理事安岡健氏を東京からお呼びすることにしております。詳細6月初旬案内状発送させていただきますが、ご家族、お仲間お揃いでの参加をお待ちいたしております。